

資料：「現代日本の宗教と政治」関連年表
1985－1999年

創価大学 中野 毅

戦後日本の宗教、特に新宗教と政治との関わりについて、本研究第二部第四章で扱った時代は主として戦後占領期から1980年代の前半であった。

ここでは、それ以降の約15年間の動向を年表として掲載する。すべての関連事項を十分に網羅できてはいないが、政治過程としては中曾根内閣時代の保守回帰を頂点として自民党の単独政権が崩壊していく、画期的な連合政権が成立していく過程であった。その間には昭和天皇の逝去、新天皇の即位という重要な展開があった。このような劇的な政治過程の中で、宗教界も一時政治離れを起こし、政治との関係も新しい様相を呈し始めたが、公明党の政権参加が実現する中で再び宗教と政治との関係が大きな社会的政治的問題として浮上してきた。そのような動向を読みとつていただければ幸いである。

そのほか靖国神社をめぐる諸判決や、新宗教をめぐる裁判の主要な出来事をも記載した。

1985(S60), 2. 11	「建国記念の日式典」（主催「建国記念の日を祝う会」会長・五島昇日商會頭）に中曾根首相出席。従来の式典と異なり、政治色宗教色、復古調的色彩を抜き、総理府、文部省、外務省など4省府が後援。	
	6	生長の家、「日本を守る会」から脱退。1983年6月の参院比例代選挙を境に狭義の政治活動だけでなく、種々の社会的活動からも撤退。天皇在位六十一年奉祝行事などにも不参加表明。
	8. 15	中曾根首相、靖国神社公式参拝を強行。
1986(S61), 1. 31	宗政研新年総会が開かれ、河本 6人の入会が決まる。自民無派閥の玉置議員らの河本派加入の動きが阻され、加入を推進したグループが逆に加盟したもの。	
	7. 6	第14回参院選・衆院選同日選
	7. 23	宗政研会長玉置氏、入閣。第三次中曾根内閣の総務長官に。
1987(S62), 1. 26	玉置和朗氏死去。宗教政治研究会会長。生長の家政治連合議員連盟会長。総務長官。S52.11に宗政研を結成し、宗教票をもめる参加議はS57.7には110人にのぼり、自民党内に一大勢力を築いた。	
	3. 5	岩手靖国住民訴訟一审判決。盛岡地裁民事2部（宮村裁判長）は靖国神社への公式参拝を求めた岩手県議会の決議と、県費からの玉ぐし料などの支出を違憲違法と訴えた住民訴訟に合憲判決。首脳らの公式参拝も政教分離原則に抵触しないという踏込んだ見解を示す。従来の司法判断を無視した突出判決。
	5. 20	宗教政治研究会、金丸信名誉会長、加藤武徳会長（安部派）、会長代行に山下総務長官（河本派）で再出発。参加者43人（衆院25、参院18）。
1988(S63), 1. 22	京都市議会、古都保存協力税を今年度限りで廃止するための税条例改正案を全会一致で可決。	
	6. 1	総務庁、宗教法人の営利事業の実態を追及するため行政監察を検討。信教の自由との関係で問題となる可能性（宗務課）。
	6. 10	「自衛官合祀訴訟」の上告審判決（最高裁大法廷）。逆転合憲判決。宗教上の人格権、認められず。
1989(S64), 1. 22	公明党、政教分離に関する矢野委員長見解を発表。創価学会と党との連絡会議を公開に。	
	6. 18	民社党大内書記長、公明党に政教分離の証明求める。大橋敏雄衆議院議員の池田大作創価学会名誉会長批判をめぐる公明党の政教分離問題への見解。創価学会は公明党の支持組織の一つとし、創価学会も複数政党を支持すべきと提唱。

7. 26	公明党、機関誌「公明新聞」で矢野委員長、市川国対委員長、和田参院議員による「政教分離・政治と宗教の関係をめぐって」と題する鼎談を掲載。政教分離規定は信教の自由を保証することに眼目があり、公明党は将来とも守り抜く。創価学会から選挙支援は受けるが政治分野の判断は独立。宗教団体が選挙支援や政治活動をすることを憲法は制限していないなどと主張。
8. 4	竹下首相、宗教法人の事業活動への課税や有価証券譲渡益課税強化に積極姿勢を示す。公明矢野委員長の質問に答える。
9. 13	創価学会の運営や選挙活動に関する大橋敏雄議員からの質問主意書に政府が答弁書。代表役員でない池田名誉会長による学会の支配は、宗教活動の自由を尊重する宗教法人法の趣旨をふまえ、責任役員と代表役員による事務の決定と總理が行われている限り違反ではない。また創価学会が税法上優遇措置をうけた資金で選挙活動を行っている点について、(1)宗教法人に関する税法上の措置は他の公益法人と同様に取り扱っている結果であり、宗教団体に認められた特権には当たらない。(2)宗教法人の政治活動が主たる活動かどうかは、継続的な活動全般との対比で判断するものであり、直ちに宗教団体の目的を逸脱した行為とは断定できないとしている。
1989 (S64), 1. 7	昭和天皇裕仁、逝去。
1989 (H1), 3. 27	国際宗教研究所、シンポジウム「天皇と神道－平成時代の宗教の課題を問う」を開催。
6. 26	宇野首相、立正佼成会、妙智会教団、生長の家の都内の本部を順次訪ね支持求め懇談。首相が宗教団体を歴訪するのは異例。
7. 23	第15回参院選。八代英太（自民／基督教真光）、山岡賢次（自民／4位／新宗連当選）、日野仁彦（自民24位／新宗連／公示前夜辞退）、成瀬（自民8位／世界救世教再建派／当選）、海江田鶴造（自民21位／世界救世教新生派／落選）、佐藤欣子（自民20位／仏所護念会／落選）、寺内弘子（自民23位／生長の家／落選）、石井道子（自民12位／靈友会／当選）、柳川覚治（自民15位／全日仏／当選）。
12.	公明：比例区6選挙区4。新勢力20(-2)。 政府、来年11月の大嘗祭に望む公式見解を発表。大嘗祭は公的な皇室行事であり、特定の宗教を助長するものではないと規定。 国が公金を支出できる道を開いた。
1990 (H2), 2. 18	第39回衆院選。自民安定多数(275,-25)、社会躍進(136,+51)、公明不振(45,-10)。宗政研事務局長役の松田九郎氏も落選。
2. 20	長崎忠魂碑訴訟地裁判決。14基のうち1基のみは宗教施設と認定違憲判決。原告：岡正治牧師。佐古梅ヶ崎招魂社跡地の軍人軍属葬之碑、振遠隊戦士遺髪碑は戦前に建立され、国家神道と関係深い宗教施設。他13基は戦没者の追悼顕彰のための記念碑と認定。
5.	オーム真理教、熊本県阿蘇郡波野村に修行キャンプの建設開始。 進出反対運動起る。
5. 31	宗教政治研究会解散。宗教団体の政治離れを象徴。87年の玉置氏の死去後、89年の参院選で多くの会員が落選、さらに今年2月の総選挙で事務局長役の松田九郎氏も落選。会員数も28人まで減少していた。
7. 27	池田大作SGI会長、ソ連ゴルバチョフ大統領と会談。
11. 12	平成天皇、即位の礼（即位礼正殿の儀）。祝賀御列の儀。
11. 12	オーム真理教の顧問弁護士起訴される。熊本の土地取得事件。新宗教団体オーム真理教（总部・静岡県）の土地取得事件で、熊本地検は12日、静岡県富士宮市人穴、同教団顧問弁護士青山吉伸容疑者（30）を公正証書原本不実記載の罪などで、熊本地裁に起訴した。同事件では7人が逮捕されたが、起訴は初めて。
12. 27	日蓮正宗臨時宗会。宗規変更し、池田総講頭（創価学会名誉会長）秋谷大講頭（同会長）らの事実上の解任処分と信徒への懲戒処分条項を追加。創価学会との対立、表面化。

1991(H3), 1, 10	岩手靖国訴訟控訴審判決（仙台高裁）。靖国神社への公式参拝は憲法に違反するとの初の司法判断を示した。また県の同神社への玉ぐし料支出も違憲と判決。
2. 4	湾岸戦争。日本90億ドル(1兆2000億円)拠出。公明党賛成。
5. 7	国税庁、創価学会に税務調査。昨年6月の参院福岡補選終了後に着手。墓石販売による所得の算出をめぐって対立。学会が最終的に修正申告に応じた。
8. 13	統一教会の元女性信者2名、募金活動を強制されたと損害賠償請求訴訟（静岡地裁浜松支部）。
11. 28	日蓮正宗、創価学会へ破門通告。両者の対立、決定的になる。
1992(H4), 2. 28	統一教会元信者8名が、宗教活動と称して訪問販売や衆院候補の手伝いをさせられたと、損害賠償と慰謝料を求める民事調停を静岡簡裁に申立てる。
4. 7	統一教会元信者一家、詐欺的な説得で多額の献金を提供させられたと、損害賠償を求め東京地裁に提訴。
5. 12	愛媛玉串料訴訟。高松高裁判決で交費支出に逆転合憲判決。愛媛県が靖国神社へ玉ぐし料と献灯料を、県護国神社へ県遺族会を通じて供物料をそれぞれ交費から支出したことは「憲法の政教分離規定に反する」として、松山市の僧職安西賢二さん(45歳)ら住民9人が、1982年当時の白石知事を相手に交費の返還を求めて松山地裁に提訴。一审判決(89年)は違憲。
6. 15	PKO法案衆議院で可決。公明党は自民／民社とともに賛成。積極的に推進し、自衛隊の海外派兵への道を開く。自民党宮沢政権への信任投票をも行なう。
7. 1	オウム真理教に、大阪淀川区のビル管理会社が明渡しを求めて大阪地裁に提訴。宗教活動を行うのは賃貸契約に違反すると、「八光土地建物株式会社」が契約先の「株式会社オウム」(社長・麻原教祖)とオウム真理教を相手取り提訴。
7. 26	第16回参議院通常選挙。自民復調。公明14(+4)計24議席過去最高と並ぶ。日本新党4人当選。立正佼成会を除く新宗連各教団は比例区選挙から撤収。世界救世教MOA本部(旧再建派)は教組織内に自民党支部を設置して選挙支援。公明党 比例区8、選挙区6。比例区得票(開票88%)：自民14,119,059(33.69%), 社会7,538,893(17.99), 公明6,026,215(14.38), 共産3,333,777(7.96), 民社2,120,242(5.06)
7. 30	「関西靖国訴訟」で大阪高裁は、中曾根元首相の靖国神社公式参拝は「違憲の疑い」ありと判決。
8. 25	統一教会合同結婚式(韓国・ソウル)。女優桜田淳子さん、元新体操選手山崎浩子さんらが参加。約一万三千組の新カップル(日本人が半数)と既婚組約七千組が参加。1960年に始った合同結婚式は13回目。参加者は約130カ国からで過去最高。
10. 21	全国靈感商法対策弁護士連絡会は、記者会見で、昨年2月の山梨県知事選挙で金丸氏が推す候補の応援に、統一教会信者200人が動員されたと発表。同会は、文鮮明教主の入国に際し、金丸氏が法務省に圧力をかけた疑いがあると国会に承認喚問の要請などをしたことがある。
10. 23	統一教会と信者八人に對し、慰謝料を求め都内の会社役員夫妻が東京地裁に提訴。
11. 3	米大統領選ビル・クリントン(46歳)圧勝。民主党政権12年ぶり。93.1.20 第42代大統領に就任。
11. 24	「即位の礼・大嘗祭違憲訴訟」で大阪地裁は訴えを門前払い。
1993(H5), 2. 6	最高裁、箕面市忠魂碑訴訟で上告棄却。忠魂碑は宗教施設ではないとの大阪高裁判決(87年)の合憲判断で決着。
2. 23	靈感商法で統一教会などを集団提訴。9都道府県の105人が「靈感商法で高額な印鑑や大理石のつぼを卖付けられた」などとして、統一教会と天地正教を相手に総額五億七千万円余の支払を求めて東京地裁に集団提訴した。
2. 26	「フライデー裁判」大阪地裁で請求棄却。宗教法人「幸福の科学」の関西在住会員が「代表者に対する記事で宗教上の人格権を傷つけられた」として、講談社と同社発行の「フライデー」を相手に損害賠償を求めていた。
3. 4	幸福の科学、一审の大坂地裁判決を不服として大阪高裁に控訴。
3. 18	「播磨靖国訴訟」控訴審判決(大阪地裁)。控訴棄却。

5. 21	「フライデー裁判」東京地裁が請求棄却。女優の小川知子さんら「幸福の科学」関東在住会員が「大川隆法代表に対する中傷記事で宗教上の人格権を傷つけられた」と、講談社と雑誌「フライデー」を訴えていた。裁判長は「間接的に自己の信仰生活の平穏が害されたにすぎず、法的救済の対象にはなりえない」と述べた。
7. 18	第40回衆院選。自社惨敗。新生55、公明51(+6)、日本新35。自民党一党支配時代の終焉。立正佼成会は自民党時代に支援していた新生党の候補者34人中14人のみを推薦。靈友会外郭政治団体「インナートリップ・イン・ローグ・リサーチ・センター」(IIC)は120人の候補者を推薦(自民85、新生14、民社10、日本新2、さきがけ2、無所属7)。
7. 29	非自民連立政権を樹立。日本新党細川氏新首相候補に。
8. 6	細川政権誕生。衆参両院本会議。公明党政権参加(郵政/神崎、労/坂口力、総務/石田、環境/広中和歌子)
10. 4	政教分離めぐり国会論戦。衆院予算委員会で自民党の越智通雄氏は、政教分離に絡んで公明党閣僚に質問。創価学会との関係が論戦の的となった。
10. 25	献穀祭返還請求住民訴訟で合憲判決(大津地裁)。皇居で行われる新嘗祭に穀物を献上する献穀祭に公費を支出したのは政教分離違反と主張し、武村正義前知事(現大蔵大臣)らを相手取った滋賀県近江八幡市の住民訴訟。
12. 16	創価学会と立正佼成会幹部と懇談。創価学会から西口浩副会長(広報室長)、立正佼成会から布施浩志理事らが都内で会談。細川政権の誕生で公明党が政権入りして以来、自民党を中心に激しくなった宗教団体間の対立を融和するためと見られている。
12. 17	公明党、立正佼成会幹部と会談。公明党市川雄一書記長と立正佼成会の布施浩志理事が、新生党小沢一郎代表幹事とともに、無所属の山岡賢次代議士が仲介する形で会談。宗教と政治がそれぞれ代理戦争のような事態を避けることを話し合った。翌年3月14日にも再会し、定期的に会合を重ねることを合意した。
1994(H6), 1. 29	衆議院の選挙制度を現行の中選挙区から小選挙区比例代表並立制に改めるなどを柱とする政治改革関連四法が、衆参両院本会議で可決、成立。施行期日は削除。
3. 4	衆議院の選挙制度を定数300の小選挙区と200の比例代表の並立制に改めるなどを柱とする改正政治改革関連四法が参院本会議で可決、成立。先の国会で成立した(1)改正公職選挙法、(2)改正政治資金規正法、(3)政党助成法、(4)衆院議員選挙区画定審議会設置法に、施行期日の規定などを盛り込んだ四改正案を一括して採決。連立与党と自民党の賛成多数で可決、成立了。
3. 31	新宗連幹部(立正佼成会)、社会/民社/新党さきがけ代表らと会談。
4. 6	自民三役、立正佼成会に選挙支援要請。自民党の森喜朗幹事長ら三役と立正佼成会の布施浩志理事ら幹部が都内のホテルで会談。自民党は衆院に小選挙区比例代表並立制が導入された後も選挙面での支援を要請。立正佼成会側は、これまで推してきた議員は基本的に支援すると、自民党に加え新生党などの一部議員も支援する考えを示した。
4. 22	連立政権第2期出発。7党首代表者合同会議、政策合意書、羽田氏の擁立確認。公明党、新生党の先兵として積極的役割。
4. 28	羽田内閣発足。社会党の連立離脱により、小数与党内閣。公明党6閣僚(運輸/二見伸明、郵政/日笠勝之、建設/森本晃司、総務/石田幸四郎、科学技術/近江巳記夫、環境/浜四津敏子)羽田新首相の選出直後、民社党大内委員長の提案による新会派「革新」の結成に社会党反発、連立から離脱。
5. 27	靈感商法は統一教会の責任と認定(福岡地裁判決)。「献金しないと先祖の祟りがある」などと不安をあおって多額の献金をさせたり、印鑑を買わせるなどの靈感商法は統一教会による組織ぐるみの不法行為と訴えていた福岡市内の女性2名による訴訟に対し福岡地裁は「献金勧誘行為は社会的に相当とはいはず違法であり信者と教会の間には実質的な指揮監督関係があった」として統一教会の責任を認める判決を下した。
6. 23	四月会(俵孝太郎代表幹事)設立総会。反創価学会の立場から信教の自由を考える宗教団体、政治家、有識者の懇談会。村山社会党委員長、河野自民党総裁、武村さきがけ代表出席。創価学会と公明党の関係を念頭に、宗教団体が政治権力に関わることを強く批判。河野「政治権力の中枢に宗教団体とき

		わめて密接な政党が座り、政治上の権力を行使して国家から特権を受けてい ると言わざかねない状況が目の前にある」。村山「権力者が裏にいて、目に 見えないところで操っているような状況は良くない。民主主義を守るのが政 治の目的」。武村「特定の宗教団体が政治権力に大きくかかわることを許し てはならない。」
6. 29		村山社会党委員長首相に指名される。自民、社会、さきがけの連合政権誕 生。
8. 12		村山首相、閣僚の靖国参拝容認。公式参拝合憲の従来の政府見解を踏襲。
8. 12		オウム真理教と熊本県波野村和解。9億円を教団に支払い、信者は村を 出る。
10. 3		自民党が衆院予算委員会理事会で、創価学会と公明党との政教分離問題を 究明するため、創価学会の池田名誉会長・細谷副会長らの証人喚問と参考 人招致を行うよう要求。
10. 4		東京国税局の強制調査（査察）を受けた神道系宗教団体「パワフルコスモ メイト」と教祖の深見青山氏らが「国税当局が守秘義務に反して提供した 情報で記事が作られ、名誉を傷つけられた」として国と記事を書いたジャ ーナリストなどに損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こす。問題となっ たのは週刊ポスト9月30日号、及び財界展望11月号の記事。
10. 12		衆院予算委員会で公明党の冬柴議員が、大出内閣法制局長官に憲法の政教 分離原則の解釈に関して質問。大出長官は第90回帝国議会の金森国務大 臣の答弁を踏襲。
11. 1		「MOA議員連盟全国連合会」が発足。世界救世教・岡田茂吉教祖の教えに 共鳴する各県のMOA議員連合が「思想哲学に基づき、真文明創造に資す ること」を目的として連合したもので、自民党地方議員1,188人で構成。
11. 1		「四月会」緊急フォーラム。自民、社会、さきがけ三党の議員が出席。創 価学会との対決姿勢を示す。
11. 5		公明党が第33回党大会を開催。新・新党（後の新進党）に所属する国会 議員と地方議會議員主体の「公明」との「分党」を決定。
11. 10		創価学会が公明一党支持方針を転換。創価学会が総務会・中央会議を開き、 比例代表では新・新党支持、小選挙区では人物本位で支持、従来の党组织 はこれまで同様に支援との方針と、社会協議会の創設を決定。秋谷会長 「公明党一党支持をやめ、選挙ごとに政党支持の態度を決定する。自民 党支持もありうる」。
12. 8		新進党党首選。海部元首相が、羽田前首相、民社党の米沢委員長に圧勝。
12. 10		新進党結党大会。6党派による大連合が形成され、結党時勢力は衆参両議 院合わせて214人。党役員に海部党首、小沢幹事長の他、羽田、石田、 米沢の3氏が副党首に就任。
12. 22		「エホバの証人」信者の退学処分に違法判決（大阪高裁）。信仰上の理由 で剣道の授業を拒否したため、神戸市立工業高等専門学校を退学処分とな った「エホバの証人」信者の生徒が、校長側に処分の取り消しを求めて起 こした訴訟で、大阪高裁が「処分は学校側の裁量権を著しく逸脱し違法」 として、復学を命じる判決。1995(H7), 1, 9 学校側が上告。
1995(H7). 2. 3		新進党が「政治と宗教に関する委員会」の設置を決定。江田広報企画委員 長「新進党は、創価学会だけに支えてもらうわけにもいかない。政党と宗 教団体との良好な関係を築くため、党内の議論を整理したい」。
2. 28		東京都品川区で公証役場事務長、仮谷清志さんが拉致される。後にオウム 真理教の信者による犯行と判明。
3. 10		創価学会の池田大作名誉会長が評論家の田原総一朗氏のインタビューに応 じ、10日発売の月刊誌「中央公論」4月号にその内容が掲載される。内 容は主に創価学会と旧公明党との「政教一致」批判に触れたもの。
3. 20		オウム真理教による地下鉄サリン事件が起きる。
3. 22		仮谷さん拉致・監禁容疑でオウム真理教教団施設の一斉捜索が行われ、多 数の衰弱状態の信者が発見される。また、サリン生成の原料が発見された ことで、地下鉄サリン事件や前年6月の松本サリン事件などへの関与が明 らかになる。
4. 1-2		世界救世教の春季大祭。小渕自民党副総裁、成瀬議員らが出席し、統一地 方選での支援を呼びかける。

4. 3 村山首相が地下鉄サリン事件などをめぐる参院予算委員会の集中審議で、宗教法人法の見直しの可能性を示唆。以後、オウム真理教の問題をきっかけとして宗教法人法の見直しが始まる。
4. 7 知事選の応援のために三重県を訪れた村山首相が伊勢神宮に参拝。社会党出身の首相としては初。
4. 9 統一地方選前半の開票が終了し、東京で青島幸男氏が、大阪で横山ノック氏が既成政党への批判票を集め、知事に当選。
4. 25 与謝野文相と青島東京都知事が文部省で会談。宗教法人法に基づきオウム真理教の解散を東京地裁に請求することで一致。
4. 25 創価学会が中央社会協議会を開き、夏の参院選比例区で新進党を支持することを正式に決定。
5. 16 オウム真理教の麻原彰晃代表が山梨県の教団施設の隠し部屋で発見、逮捕される。「サリンを製造し、東京の営団地下鉄にばらまいた」として殺人、殺人未遂容疑での逮捕。
6. 15 与党3党の「宗教法人問題プロジェクトチーム」が初会合。政府に対し、オウム真理教の解散請求を急ぐことを決定。今後、宗教法人法の問題点洗い出しや優遇税制の是非を検討することが決められる。
6. 20 宗教法人審議会特別委員会の初会合。委員長に新堂幸司東海大教授が選ばれ、所轄庁の一元化、法人認証後の所轄庁による活動状況の把握、事業や財務内容の情報公開について検討することが決定。
6. 30 オウム真理教の解散請求が行われる。法務・検察当局が教団施設でのサリン製造は、宗教法人法に基づく解散命令の要件である「著しく公共の福祉を害する行為」、「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為」にあたるとして教団の解散を東京地裁に請求。所轄庁の東京都も知事名で同様の申立を行う。「公共の福祉」を理由とした解散請求は初。
7. 23 第17回参院通常選挙。新進倍増。自民・社会は不振。新進40(+21)計56議席 自民46(+13)計107議席 社会党は過去最低の16議席(-25)で計38議席。投票率は国政選挙では最低の44.52%で、創価学会票が効果を發揮。成瀬守重(自民4位/世界救世教)、石井道子(自民5位/靈友会)、尾辻秀久(自民6位/仏所護念会)、小山孝雄(自民12位/神道政治連盟)、八代英太(自民16位/基督教真光/落選)、柳川覚治(自民18位/全日仏/落選)。新進党 比例区18、選挙区22。比例区得票(自治省発表): 新進12,506,322(30.75%), 自民11,096,972(27.29), 社会6,882,918(16.92), 共産3,873,954(9.53), さきがけ1,455,886(3.58), 二院クラブ1,282,595(3.15) 以後、創価学会への宗教法人法改正問題や池田名誉会長の証人喚問問題などの攻勢が強まる。
8. 3 統一教会の合同結婚式に反対している全国原理運動被害者父母の会などの団体が集会。25日に行われる統一教会の合同結婚式に反対するとともに、国や東京都などに結婚式の実態調査を要望することを確認。
8. 22 自民党の「信教の自由と社会秩序に関する調査特別委員会」が、新日本宗教団体連合会や天理教など、6つの宗教法人の関係者を自民党本部に招き、宗教法人法改正に関する意見を聴取。
8. 25 統一教会の合同結婚式がソウルで行われ、約3万6千組が参加。
8. 31 新進党の「政治と宗教に関する委員会」が政府・与党の進める宗教法人法改正問題について協議。刑法などの整備や運用強化を軸に対案を準備する方針を決定。
9. 3 自民党の加藤政調会長が宗教法人法の改正問題について、純粹な宗教活動以外の活動の実態を公開させる改正案であることを明らかにする。加藤「宗教は一人の教祖の教えを原理として行動するもので本質的に議会制民主主義と相いれず、(宗教が)政治の中心を占めようというには許されない」。
9. 5 新進党の役員会で、宗教法人法の改正に党として反対することが確認される。小沢幹事長「オウム真理教事件は破壊活動防止法や刑法の問題で、宗教法人法とは異質だ。法改正で、宗教法人への国家権力の包括的な干渉を認めれば、治安維持法のような取締法となってしまう」。
9. 7 オウム真理教の信徒に殺害された坂本弁護士一家の遺体搜索。新潟・富山で坂本さん夫妻の遺体が発見される。1995(H7), 9, 10 長野県内で長男の龍彦ちゃんの遺体が見つかる。
9. 8 宗教法人審議会の特別委員会。創価学会、日本基督教団、天理教、靈友会の4法人から宗教法人法改正についての意見を聴取。創価学会と日本基督教団、天理教は法改正に反対または慎重な姿勢を示す。

9. 19 京都仏教会が文相あてで宗教法人法改正の取りやめを求める要望書を文化庁に提出。要望書「政党間の利害をもって宗教法人法の見直しを持ち出すのは、正道ではない」。
9. 22 自民党総裁選で橋本氏が圧勝。自民党総裁に選ばれる。
9. 27 新宗連が島村文相あてで宗教法人法改正に反対する意見書を文化庁に提出。意見書「私どもはなぜに拙速の愚を犯してまで法改正を急ぐのか、甚だ疑問に思うところあります」。
9. 29 宗教法人審議会が宗教法人法改正案に関する審議報告を島村文相に提出。改正案について、広域な活動をする宗教法人の所轄の移管、所轄庁への質問権付与などを柱に同法を改正する必要があると報告。2人の委員が最後まで継続審議を求めたが、三角哲生会長に扱いを一任する形で審議会は終了したとされる。他に「宗教情報センター」の創設が提案される。三角「審議会では完全なコンセンサスが出来なかつたが、意見は出尽くしたと考えた」。これに対し新宗連は、「宗教界の慎重論や反対論の切り捨てだ。結果を見越しての論議だった」とのコメントを発表。
10. 1 自民党の加藤幹事長が宗教法人法改正問題についてテレビ朝日の番組で、宗教法人の所轄移管後、認証手続きをやり直す必要があるとの考えを示す。加藤「全国規模の所は、権利を与えられたら、社会的義務としてある程度オープンにしてもらいたい。国にもう一回手続をやり直して教義や活動、信者の数などを公開すべきだ」。
10. 2 日本女子大学が、オウム真理教に好意的な論評をしていた島田教授に対して翌年3月末までの休職を命令。大学側は「島田教授のオウム真理教をめぐる不用意な言動で、大学のイメージが崩れ、抗議電話が殺到するなど業務に支障をきたした」とした。
10. 5 立正佼成会が宗教法人法改正に反対する見解書を文部省に提出、発表。同会がこの改正問題で踏み込んだ見解を示すのは初めて。見解書「明らかにされた改正論の概要は、歴史に逆行し、信教の自由・政教分離の原則を審判する恐れがあると言わざるを得ません」。この法改正問題では各教団や連合会から改正反対の声が相次ぎ、日本キリスト教協議会、日本カトリック正義と平和協議会、近畿宗教連盟なども反対を表明。
10. 9 自民党の田沢法相が辞任。参院会派「平成会」に対し、立正佼成会からの2億円借り入れ問題の質問取りやめを依頼したとの疑惑のため。田沢氏が宗教法人法改正に慎重な立場をとっていたことから、この問題で自民党の執行部が厳正に対処した。加藤幹事長「わが党と政府が宗教法人法改正に一丸になっているときに、わが党から出ている官僚が慎重だと取られるのは重大な問題だ」。
10. 9 立正佼成会の布施理事らが加藤幹事長と会談。宗教法人法改正法案の審議には慎重に対応するよう要請。
10. 9 宗教法人審議会の杉谷義純委員（天台宗宗務総長）が、「宗教法人法の改正を求める審議会の報告には委員の慎重意見が反映されていない」とする抗議文を2日付で三角会長、島村文相に提出していたことが発覚。1995(H7), 10. 12 同審議会の力久隆積委員（善隣教教主）が抗議文を三角会長に郵送していたことが発覚。
10. 17 宗教法人法改正案が閣議決定、国会に提出される。宗教法人審議会の7委員が審議の再開を求める申入書を連名で島村文相に提出。同日カトリック中央協議会が改正案に関し、慎重審議を求める声明を発表。
10. 20 創価学会の秋谷会長が宗教法人法改正案に反対を表明。秋谷「オウムのような特異な事件を契機に、宗教全般を国家による日常的な監視の下に置こうという発想。信教の自由を侵害し、日本の民主主義を危うくする突破口になりかねない」。
10. 22 自民党の亀井静香組織広報本部長がテレビ朝日の番組に出演し、改正宗教法人法が創価学会の選挙運動をけん制することが目的であることを認める。亀井「創価学会は先の参院選で新進党を丸抱えで応援した。宗教団体の集めた無税のお布施が、新進党を応援する政治活動に使われたらまらない」。
10. 25 宗教法人審議会の7委員が審議の再開を求める申入書を再提出。さらに7委員の記憶をもとに9月29日の同会総会の「主な発言内容の要旨」を独自に作成。
＊内容 杉谷「事務方は今、急いで報告書を出さなければならない理由があるのか」一小野文化庁次長「とにかく伏してお願いします」。 力久

		「納得できないものに同意はできない」。 三角「今日報告書を文相に出せなかつたら、私は成仏しきれない」。
10. 29		自民党の亀井組織広報本部長がフジテレビの番組で宗教法人法改正案の審議に際し、創価学会と政治の関係を追求する考えを示す。亀井「オウム真理教対策という狭いものであつてはならない。創価学会は、新進党という政党を使い国家権力を掌握しようとしているという疑惑が増大している」。
10. 30		東京地裁がオウム真理教に解散命令。東京地裁民事8部がサリン製造を宗教法人法の解散要件「著しく公共の福祉を害する行為」、「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為」に該当すると判断、解散命令を決定。
10. 30		「フライデー裁判」で控訴審判決（東京高裁）。「幸福の科学」側が一部勝訴。
10. 31		衆院本会議で宗教法人法改正案の審議開始。 1995(H7), 11, 13 衆議院本会議で、宗教法人法改正案が自民、社会、さきがけ、共産などの賛成298、反対155で可決。
11. 17		自民党の村上参院幹事長が宗教法人法改正案をめぐる参考人招致について発言。村上「衆院で行わなかつたのがおかしい。足らざるところを補うのが参院だ。池田大作創価学会名誉会長は国会に来るのをなぜ拒むのか。テレビの全国中継を通じて講演する場を提供するのに。布教には絶対の機会で、カネに換算すれば何十億円に匹敵するだろう」。
11. 21		自民党が政教分離の原則を定めた憲法二〇条について、従来の政府解釈の見直しを求める方針を決定。 1995(H7), 11, 22 村山首相が請求に応じず。
11. 27		参院宗教法人特別委員会の審議で自民党が創価学会の池田名誉会長を委員会に参考人として求めることを正式に要求。平成会や新進党の議員らが押し掛け混乱。
11. 29		参院宗教法人特別委員会の佐々木委員長が急遽「健康上の理由」で辞任。事実上、自民党が同日中の池田創価学会名誉会長の招致決定に消極姿勢を示した委員長を更迭した形。
11. 30		自民党の加藤幹事長が宗教法人法改正案成立後、「政教分離基本法」（仮称）の制定に着手することを表明。加藤「政教分離の観点から、宗教団体がその施設を使って政治活動をしてはならないとか、宗教法人の職員が選挙活動をしてはならないとか、やってはいけないことを列挙して簡単な法律を作つはどうかとの議論も出ている。具体化するかどうかは、国民の意見を聞いて判断していきたい」。
12. 1		参院宗教法人特別委員会が創価学会の秋谷会長、善隣教の力久教主、神社本庁の岡本総長らの参考人招致を決定。
12. 4		参院宗教法人特別委員会の参考人質疑で創価学会の秋谷会長らがそれぞれ答弁。秋谷氏は政治に関与する際の前提として、①国家権力を使って布教しない、②国家からの特別の保護や特権を求めるない、③支持する政党や候補者が宗教的に中立であることを求める一との原則を明確にしていると答える。また、力久氏は宗教法人法改正の過程が性急であることと改正案中の「質問権」の基準が不明確だと指摘した。
12. 4		政府が政教分離の原則を定めた憲法二〇条の統一見解について、国会会期中のとりまとめを断念。
12. 8		宗教法人法改正案が参院本会議で、自民、社会、共産、新進党さきがけ各党の賛成多数により可決、成立。これにより与党、とりわけ自民党は、政教分離基本法、宗教法人を含む公益法人課税、池田創価学会名誉会長の参考人招致の問題を中心として創価学会の選挙活動規制を目指にする。
12. 14		政府がオウム真理教に対し破壊活動防止法に基づく団体規制（解散の指定）を適用する方針を決定。首相もこれを了承し、破防法の適用手続が開始。
12. 19		東京地検と東京都が、宗教法人法に基づきオウム真理教に対する解散命令を請求し、教団側が即時抗告した裁判で、東京高裁が教団側の即時抗告を棄却。教団に対する解散命令が発効。
12. 27		新進党の党首選。小沢一郎氏が新党首となる。創価学会は早い段階で一切関与しないとの方針を決定し、旧公明党出身議員の対応も個々の判断に任せていた。
1996(H8), 1. 5		村山首相が退陣、自民党の橋本総裁が11日の衆参両院本会議で正式に首相に指名され、橋本内閣発足。
1. 11		宗教法人明覚寺・本覚寺グループの「靈視商法」詐欺事件で、同寺関連施

- 設の一斉捜索行われる。宗教団体の組織的な詐欺商法の摘発は初。1996(H8),
 2.1 両法人を統括していた西川門主と側近幹部らが逮捕される。
- 1.29 自民党の「宗教問題ワーキングチーム」が憲法20条の政府見解の見直しに関して同党の検討試案をまとめる。「宗教団体が自ら政党を組織したり、政権を掌握し、または政権に対して重大な影響力を有するに至る場合は憲法違反」とし、これをもとに宗教法人基本法（仮称）案の検討を開始する。
- 1.31 東京地検と東京都が、宗教法人法に基づいてオウム真理教に対する解散命令を請求した裁判で、最高裁は教団側の特別抗告を棄却。これにより宗教法人法に基づくオウム真理教の解散問題は合憲と判断。
- 2.2 オウム真理教裁判。東京地裁で「松本サリン事件に使われたサリンの生成作業に加わった」として殺人予備罪などに問われていたオウム真理教信徒2人に実刑判決が下り、事件への教団の犯行が初めて認定される。
- 2.21 自民党で検討中の「政教分離法」（仮称）が党役員連絡会で今国会への提出を目指すとの了承を受ける。
- 3.8 信仰上の理由で剣道の授業を拒否した「エホバの証人」信者への退学処分問題で最高裁判決。最高裁が「学校側が他の種目を履修させるなどの代替措置を執ることなく留年、退学処分をしたことは裁量権の範囲を超違法」として元生徒の主張を認めた二審判決を支持。これにより、元生徒の勝訴が確定。
- 4.1 自民党の白川勝彦氏が衆院の予算委員会で創価学会の選挙活動に関連し、創価学会の池田名誉会長ら4人の証人喚問を要求。
- 4.24 地下鉄サリン、松本サリンなど17の事件で殺人罪などに問われたオウム真理教の麻原被告の初公判が東京地裁で行われる。
- 5.8 統一教会の合同結婚式に参加、結婚した女性が婚姻無効の確認を求めた訴訟の上告審が最高裁で行われ、女性の請求を認めた一、二審判決が支持される。
- 6.7 与党3党の「宗教法人問題プロジェクトチーム」が宗教に関する見解、および政教分離基本法案（仮称）の提出を次の国会に先送りすることを決定。
- 7.11 公安調査庁の杉原長官がオウム真理教への破壊活動防止法に基づく「解散の指定」の処分を公安審査委員会に請求。解散処分となつた場合に禁止される行為の「解釈基準」を長尾法相が発表。
- 7.29 橋本首相が靖国神社を参拝。「内閣総理大臣」と記帳したことでも明らかになる。「公式参拝」であれば中曾根首相以来だが、首相は私的な側面を強調。
- 8.1 創価学会の山梨県本部が次の衆院選山梨2区で自民党現職の堀内元労相を支持する方針を決定。創価学会が衆院選小選挙区で自民党候補の支持を決定したのは初めて。
- 9.15 改正宗教法人法施行。活動範囲が2県以上に及ぶ544の宗教法人の所轄が文部大臣に移管される。
- 9.19 創価学会の中央社会協議会。衆議院選挙の全比例区で新進党を支持することを決定。
- 9.27 衆議院が解散、総選挙へ。
- 9.28 民主党が発足。党代表に鳩山由紀夫、菅直人の両氏を選出。
- 10.20 第41回総選挙が投開票。自民党復調。新進党は後退、民主が勢力維持。共産が躍進し、社民・さきがけ激減。自民239(+28)新進156(-4)民主52(±0)。投票率は衆院選としては戦後最低の59.65%。創価学会は比例区では新進党支持を決定、小選挙区では自民党候補の支持もあった。自民、新進両党幹部の中傷戦や新進党と創価学会の関係についての批判が展開される。愛知4区では立正佼成会会員の塚本三郎候補と新進党の三沢淳候補が立候補し、「宗教戦争」とも呼ばれる。新進党の小沢党首の責任問題が浮上し、新進党分裂のきっかけに。
- 10.31 オウム真理教の富士山総本部があつた静岡県富士宮市に住民登録している松本智津夫被告ら信徒42人の住民票が市長の職権で住民基本台帳から削除される。
- 11.5 米大統領選でクリントン大統領が大差で再選。
- 11.7 宗教法人「法の華三法行」の元信徒が、改正宗教法人法に基づく同法人の財産目録、収支決算書などの閲覧を求める訴訟を静岡地裁沼津支部に起こす。

11. 7	第138特別国会の衆参両院本会議で、橋本自民党総裁が首相に再選され、第2次橋本内閣発足。
1997(H9), 1. 31	公安審査委員会が破壊活動防止法に基づくオウム真理教への解散指定の処分請求を棄却。委員会は、教団が破防法適用の要件「団体性」と「政治目的」を満たすとしたが、「将来の危険性」については「客観的・合理的に認められる必要がある」と判断。
3. 26	国税当局が宗教法人「法の華三法行」を税務調査。福永代表役員に対する十数億円の申告漏れを指摘。
4. 2	「愛媛玉ぐし料訴訟」(上告審)判決。最高裁大法廷が「公費支出は憲法が禁止した宗教的活動に当たる」として二審を破棄し違憲判決。「目的・効果基準」に照らし、「支出の目的は宗教的意義を持ち、その効果も特定宗教に対する援助、助長、促進になる」とし、評決は13対2の大差で判断。
4. 16	統一教会の元信者が「不安をおおられ献金などをさせられた」として起こした損害賠償訴訟で、奈良地裁が統一教会の献金勧誘方法に違法判決。 1997(H9), 4. 22 統一教会が大阪高裁に控訴。
6. 16	臓器移植法案(中山案)の参院修正案が衆院本会議で可決、成立。同法案には日本宗教連盟や新宗連などから反対や慎重審議を求める声明が寄せられていた。
8. 6	過酷な物品販売や資金集めをさせられ、精神的苦痛を受けたとして統一教会の信者9人が損害賠償を求めていた訴訟で和解が成立。 マザー・テレサが心臓発作のために死去。
9. 6	自民党の総裁選で、橋本首相が無投票で再選される。
9. 8	自民党の小沢前副総裁が「外相に就任するのに先立ち、諸外国に誤解を生じないため」として「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」の会長を辞任。
9. 10	自民党の小沢前副総裁が「外相に就任するのに先立ち、諸外国に誤解を生じないため」として「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」の会長を辞任。
9. 18	統一教会の靈感商法賠償訴訟(最高裁)。統一教会の靈感商法に多額の献金を払わされたとして、福岡市内の女性2人が起こした損害賠償訴訟の上告審で、最高裁が原告側の請求を認め、教会側の上告を棄却。これにより、「統一教会が行う靈感商法は社会的に容認できない不法行為だ」と判断した2審判決が確定。
12. 15	世界救世教の再建派、新生派、護持派の3派が静岡地裁浜津支部の和解勧告に従い、和解が成立。和解内容は①教団の下部組織として新たに3派がそれぞれの宗教法人を設立。②教団そのものは3団体が2人ずつ代表を出し合う三者協議会と、新生派の幹部による暫定執行部が運営する。③新体制が軌道に乗れば新しい3つの宗教法人を発展的に解消し、一本化する一骨子。
12. 18	新進党の党首戦が投開票され、小沢党首が再選される。
1998(H10), 1. 4	新進党が解党。「自由党」、「新党平和」、「新党友愛」、「国民の声」、「黎明クラブ」、「改革クラブ」の6党に分かれる。
1. 7	自民党が1998年の運動方針案をまとめ、政権復帰後初めて「靖国神社への公式参拝実現に向けた努力を積み重ねる」ことを盛り込む。
1. 18	公明が黎明クラブとの合併を決定。新代表に浜四津元環境庁長官、幹事長に鶴岡議員を選出。運動方針として「公明の掲げる政策に賛同する諸党派があれば積極的に協力しあっていく」と明記。大会宣言では「参院選挙を断固勝ち取り、参院でキャスティングボートを握る」ことを掲げた。
1. 21	ローマ法王ヨハネ・パウロ2世がキューバを初訪問。カストロ議長がこれを出迎える。
2. 9	「エホバの証人」患者の輸血拒否問題で判決(東京高裁)。「信仰上の理由から輸血を拒否したのに、手術の際に無断で輸血を受けて精神的な苦痛を受けた」として「エホバの証人」信者(故人)の遺族が起こした訴訟の控訴審で、「医師には、他に救命手段がない事態になれば輸血する、という治療方針の説明を怠った違法がある」として原告敗訴の一審判決を変更。病院側に賠償を命じる。
2. 27	明覚寺グループの靈感商法詐欺事件で賠償命令(大阪地裁)。宗教法人「明覚寺」の靈視商法詐欺事件で、元信者10人が同法人と元代表役員の西川被告に対して損害賠償を請求。大阪地裁は同寺の靈感商法を「因縁や靈の恐ろしさを説いて金銭を支払わせた詐欺行為」と認定し、賠償支払い

		を命じる。
3. 6		松山地方法務局が休眠状態の宗教法人「神道石鎧派」（神道新教派系、松山市）の解散命令を出すよう松山地裁に請求。1998(H10), 5, 19 解散命令決定。1951年の宗教法人法施行以来、国による宗教法人の解散請求例は初。国以外の請求では、東京都知事によるオウム真理教の解散請求がある。
4. 21		自民党が機関紙「自由新報」で、一昨年に掲載したジャーナリスト・内藤国夫氏の記事について創価学会に対し、謝罪文を掲載。「四月会」が反発し、翌月の総会で自民党の玉沢組織本部長が謝罪。
4. 29		京都仏教会が改正宗教法人法で義務づけられた収支計算書の提出を拒否する方針を固める。所管官庁への書類提出は「宗教を管理する方向に道を開く」としたため。
5. 12		共産党を支持する宗教家ら約30人が「全国宗教人・日本共産党を支持する会」を結成。
5. 26		地下鉄サリン事件の実行犯で殺人や逮捕監禁致死などの罪に問われたオウム真理教元幹部・林郁夫被告に東京地裁が無期懲役の判決。
7. 12		第18回参院通常選挙の投開票が行われる。自民惨敗。民主・共産は躍進。自民44(-17)計102議席 民主27(+9)計47議席 共産15(+9)計23議席 公明9(-2)計22議席 投票率は58.84%。自民は東京、大阪など大都市で議席を失い、橋本首相が辞任。塚原宏司（自民/立正佼成会/落選）、村上正邦（自民2位/生長の家、神道政治連盟）、阿南一成（自民6位/世界救世教）、久世公堯（自民14位/靈友会）、植崎泰昌（自民17位/仏所護念会/落選）、田沢智治（自民22位/立正佼成会/落選） 比例区得票（自治省発表）：自民14,128,719(25.17%), 民主12,209,685(21.75), 共産8,195,078(14.60), 公明7,748,301(13.80), 自由5,207,813(9.28), 社民4,370,761(7.79)
7. 24		自民党総裁選の投票が行われ、小渕外相が自民党総裁に選ばれる。
7. 30		自民党の小渕総裁が衆院本会議で首相に選出され、小渕内閣が発足。
8. 26		竹入義勝元公明党委員長が朝日新聞の求めに応じ、回顧録「秘話 55年体制のはざまで」を連載開始。後に公明党と創価学会との関係に関して「一方的に発射される放射線関係」と記し、公明党の機関紙上で批判を受ける。
10. 23		オウム真理教裁判。坂本弁護士一家殺害などで殺人罪に問われた岡崎一明被告に対し、東京地裁が死刑判決。
11. 7		都内で公明党の結党大会が開かれ、新党平和と公明が合流、公明党が正式に復活。
11. 16		幸福の科学の「フライデー」記事に対する損害賠償訴訟で東京高裁が一审判決を取り消し、講談社側が計百万円の賠償を支払うよう命じる逆転判決を下す。
12. 1		「大嘗祭」公費返還訴訟判決（福岡高裁）。1990年11月に行われた天皇即位に伴う「大嘗祭」に鹿児島県知事が県費を使って参列したのに対し、鹿児島県の医師が土屋前知事に対して出張費用の県への返還を求めた訴訟で福岡高裁が原告の公費返還控訴を棄却。
12. 17		文化庁が改正宗教法人法律で義務づけられた役員名簿などの書類提出に応じなかった「善隣教」と「円蔵院太陽の会」の2法人に対し、行政罰（過料）を科すように求める過料事件通知を行う。
1999(H11). 1. 25		創価学会の池田名誉会長が聖教新聞紙上で首相公選制を提唱。
2. 18		改正宗教法人法で義務づけられた財産目録などの書類の提出に応じなかつたとして、大阪地裁がパーエクト・リバティ（PL）教団に過料1万円の処分を通知。同法改正以来、全国初の罰則適用。
3. 11		損害賠償訴訟で統一教会の敗訴確定（最高裁）。統一教会の信者から「家族に不幸が起こる」などと脅され、献金を強いたとして横浜市内の女性が起こした損害賠償訴訟の上告審で、最高裁第1小法廷が教会側に賠償金の支払いを命じた2審の東京高裁判決を支持し、統一教会側の上告を棄却。
3. 24		1990年11月の「即位の礼」と「大嘗祭」に際し、東京都が計約5千百万円の公金を支出したことが憲法の政教分離原則などに違反するとし、当時の鈴木都知事ら4人を相手に公金の返還を求めた住民訴訟で、東京地裁が請求を全面的に退ける判決。「即位の礼で都は宗教とかかわりを持ったが、

- その程度は社会的・文化的諸条件に照らして相当とされる限度を超えていない」と述べ、皇室行事の大嘗祭も「知事の参列や公金支出は政教分離原則に違反しない」と結論。
3. 25 「幸福の科学」訴訟判決（最高裁）。「幸福の科学」信者らが雑誌や週刊誌などの記事をめぐり、講談社などに損害賠償を求めた集団訴訟で最高裁第1小法廷が信者側の上告を棄却。また同法廷で女優・小川知子さんと作家・故影山民夫氏の2人の名誉毀損部分に限って損害賠償を認めた東京高裁判決は支持され、講談社側の上告が棄却される。
4. 11 統一地方選前半の投開票。東京都で石原慎太郎元運輸相、大阪府で横山ノック知事が当選。自民党の東京都知事選推薦候補選びでは公明党と相乗りが重視され、元国連事務次長の明石康氏が選ばれる。公明党は自民党が推薦する明石氏の都本部推薦を決定。自民党を支持してきた宗教団体のうち、立正佼成会、靈友会、仏所護念会はこの経緯に反発、石原氏を推す。
また、神道政治連盟東京本部は「どの候補も推薦しない」として自民党応援方針を転換。都道府県議選では自民が過去最低、共産が過去最多議席。
- | * 都知事選開票結果 | 候補者 | 政党 | 得票数 |
|------------|--------|--------|-----------|
| | 石原 慎太郎 | 無新 | 1,664,558 |
| | 鳩山 邦夫 | 無新 (民) | 851,130 |
| | 舛添 要一 | 無新 | 836,104 |
| | 明石 康 | 無新 (自) | 690,308 |
| | 三上 満 | 無新 (共) | 661,881 |
| | 柿沢 弘治 | 無新 | 632,054 |
5. 6 オウム真理教の信徒が埼玉県川口市に集団移転した問題で、オウム真理教側が破産管財人の弁護士に5月末まで撤退すると回答。以後、教団と周辺住民のトラブルが多発。
5. 12 公明党と創価学会の連絡協議会で、自民・自由両党との閣外協力について意見交換。協議会後、西口浩副会長が「選択肢のひとつとしてありうる。許容の範囲だ」として閣外協力を認める考えを表明。
5. 18 超党派の国会議員でつくる「オウム問題を考える議員の会」が衆院議員会館で会合を開き、オウム真理教の活動を規制する新規立法などを視野に入れた作業班づくりを決定。
5. 24 参院本会議で日米防衛協力のための指針（ガイドライン）関連法案が可決、成立。公明党は自民/自由とともに賛成。
5. 31 自民党の野中官房長官がオウム真理教対策のため、破防法改正を検討するとの考えを表明。野中「最近の活動状況は、財産取得などで地域住民に多大の不安を与えていた」。
6. 15 「四月会」の結成5周年総会。参加団体から自民党の進める「自自公路線」への反発相次ぐ。俵「自民党が細川、羽田内閣と同じような政権を保とうとするのであれば関係を見直す」、仏所護念会教団「自民党一本でやってきたが、公明べったりという内閣を続けていく以上は、信に基づいた議員でなければ支援しない」。
6. 29 自民、公明の連立に対し、各教団が反対の姿勢を表明。立正佼成会の理事会では自自公連立への反対と、連立を認める議員に不支持との基本姿勢を確認。1999(H11), 7, 2 立正佼成会平和研究所が同会の推薦議員に「自自公」連立に関するアンケートを配布。仏所護念会の宮川理事も7日付朝日新聞紙上で「自民党でも公明党・創価学会に甘い人は応援しない」と述べる。
7. 7 小渕首相と自由党の小沢党首、公明党の神崎代表の党首会談が行われ、首相が公明党の連立参加を要請。
7. 12 自民党の野中広務官房長官が記者会見で公明党と創価学会の関係について触れ、見解を発表。野中「戦後、混乱の中で創価学会が果たした役割は、ある意味において共産党に行くような人たちを信者として救済し、団結させていく（ものだった）。公明党は政教分離した政党として脱皮しつつあり、それを支える創価学会も静かな宗教法人としてのありようを求めておられる感じがする」。
7. 19 明覚寺靈視商法詐欺事件で実刑判決（名古屋地裁）。靈視商法を行い、供養料の名目で相談者12人から総額2千万円余りの現金をだまし取ったとして詐欺罪に問われた明覚寺の元管長西川被告の判決公判が行われ、懲役6年が言い渡される。判決は「宗教活動に名を借りた組織的・継続的な詐欺事件」とし「宗教活動を装っていたにすぎない」と断じた内容。
7. 21 新宗連政治委員会の新井三知夫委員長が自民党の森幹事長と会談。同委員会の「見解書」と新宗連の「意見書」を手渡す。見解書は、これまで「公

- 明党が政権入りをしたら大変なことになる」として協力を要請してきた自民党が公明党との連立に向かうのに対し「大変理解に苦しむものであり遺憾に思う」とする内容。また、森幹事長は他にも宗教関係団体を巡り、「自自公」連立の理解を求めていたが、全日本仏教会は「『自自公』連立に反対だ。容認できぬ」と回答、仏所護念会は森幹事長の訪問を拒否するなど、連立に対して反発。
7. 24 公明党臨時党大会。神崎代表は「堂々と連立政権に参画し、政権与党としてその責任を共有すべきだと考える」として自民、自由両党との連立政権への参加要請を受け入れる方針を表明。神崎「公明党は憲法20条で保障されている『信教の自由』を固く守り、『政教分離』の原則を堅持してきたが、今後ともこれを守り抜く」。
7. 25 オウム真理教対策の議員立法原案まとまる。超党派の「オウム問題を考える議員の会」が①団体活動で不特定多数の人の生命や身体に危害を加えることの防止②公安委員会による特定団体指定③同委による特定団体への不当行為禁止命令④命令違反への罰則一を骨子とした新法案の原案を作成。
8. 1 都道府県が所管する宗教法人のうち、改正宗教法人法で提出が義務づけられた財産目録などの写しを出していない法人が約1万にのぼることが文化庁の調査で発覚。文化庁の要請で各都道府県が行政罰の手続を開始。
8. 6 自民党の野中官房長官らが靖国神社のあり方に関して、政府・与党内で検討を進める考えを表明。靖国神社の特殊法人化、A級戦犯の分祀などの具体的方法を提示。野中「首相はじめすべての国民が心から慰靈できるよう、あり方を考える非常に重要な時期にさしかかっている」。 1999(H11), 8, 11 これに対し、新宗連が反対する意見書を小渕首相あてに提出。
8. 6 「四月会」が加盟教団の仏所護念会教団、同会の選挙支援を受けた自民党国會議員らと都内で懇談。公明党の政権入り反対の署名活動開始を決定。
8. 9 国旗・国家法案が参院で可決、成立。公明党は自民/自由とともに賛成。
8. 12 改正住民基本台帳法案、組織的犯罪対策三法案が参院で可決、成立。公明党は自民/自由とともに賛成。
8. 26 四月会が会合。「全日本佛教連合会」代表や、自民党の白川党団体総局長（加藤派）、蓮見衆院議員（山崎派）らが出席。総裁選での加藤、山崎両氏の支持を確認、あわせて公明党との連立に反対する議員への積極支援を表明。 1999(H11), 8, 27 これに対し、自民党の野中官房長官が批判し、公明党の連立を巡る自民党内の対立深まる。野中「総裁選に宗教団体がくちばしを入れるのは残念で、政教分離を口にされるならば、そういう団体も政教分離について責任を持って対応されるのが正しい宗教と政治のあり方だ」。
9. 7 日蓮宗が自民党の小渕総裁に対し、公明党との連立を断念するように求めた「要望書」を提出。要望書「我々日蓮宗は、貴自由民主党が宗教団体創価学会と同体異名である公明党と連立して国政を担当していくことは、特定の宗教団体に利益をもたらす危惧を抱かざるを得ません。よって公明党との連立を断念するよう要望します」。
9. 8 仏所護念会教団が、自民党総裁選の党員投票で山崎前政調会長に投票する方針を決定し、会員に伝える。「我々は、自自公の公の部分に神経をとがらせており、『自自公』連立を進める候補者にはノーと言わざるを得ない」。
9. 8 民主党の有志議員が勉強会「宗教と政治を考える会」を発足。最高顧問に鳩山由紀夫幹事長代理、会長に熊谷選対事務総長。宗教団体側からは全日本佛教会、新宗連、立正佼成会、神道政治連盟、仏所護念会教団などの関係者、「四月会」からは俵幹事らが出席。俵「『四月会』は反創価学会だが、自民党の応援団ではない。自公ということだから、小渕内閣には厳しく対応していかなければならない」。
9. 21 小渕恵三首相（党総裁）に加藤前幹事長、山崎前政調会長が挑んだ自民党総裁選の投開票が行われ、小渕総裁が再選される。
- * 自民党総裁選開票結果
- | | |
|------|----------------------------|
| 小渕恵三 | 350票 (議員票 253票、党員・党友票 97票) |
| 加藤紘一 | 113票 (議員票 85票、党員・党友票 28票) |
| 山崎 拓 | 51票 (議員票 33票、党員・党友票 18票) |
- 選挙戦では、自自公路線の是非が最大の争点。党員投票の推定投票率は49.29%で、前回同じ方法で投票が実施された95年の55.23%を下回り、過去の総裁選の中で最低。小渕氏は国会議員票の約7割を得、党員票でも看護連盟やMOAインターナショナル（世界救世教など）などに支持を受けて

- 圧勝。加藤氏は創価学会を支持母体とする公明党の閣内協力に対して従来の自民党支持者・団体に抵抗が根強いと見て、自自公路線批判を論戦の焦点に据えて議員票を増やす。山崎氏は仏所護念会教団などを中心に党员票をのばした。
9. 29 オウム真理教が対外的な宗教活動を全面的に休止し、教団名称の使用を一時的に停止することを宣言。
9. 30 オウム真理教裁判。地下鉄サリン事件などでサリンの散布役をしたとされる横山真人被告に東京地裁が死刑判決。
10. 4 立正佼成会開祖の庭野日敬氏が死去。92歳。他宗派との宗教協力に取り組み、日本宗教連盟理事長などを歴任。宗教間の対話を通じて国際平和の実現を図ろうと、世界宗教者平和会議を推進。
10. 5 自民・自由・公明三党の新連立政権発足。公明党からは続訓弘(ツヅキ・クニヒロ)参院議員が総務庁長官として入閣。